

2003年7月24日

江崎美枝子

アセスメントおよび協議会運営についての意見

1. 現段階でアセスメントを行なうべきではありません

先般、東京都が外環のアセスメントを行なうと発表されました。

確かに、本協議会においても度々「詳細な調査やデータが必要」との意見が出されていますが、しかし、未だ必要性の議論半ばの状態であり、アセス方法書の概要2に記載された「目的」も疑問が残されたままです。

一方、本協議会は準備会を経て発足しましたが、既に解散した第三者機関、東京環状道路有識者委員会は準備会と同時期に国土交通省が設置した「道路計画合意形成研究会」を受けて発足し、外環のPIはこの研究会提言に基づいて行われているといえます。その研究会提言でいえば外環の現状は構想段階における「計画の必要性、基本計画原案等について審議」中であり、この段階では「計画の必要性や行政が提示した基本計画原案の妥当性については、『道路整備をしない案』も含めた代替案との比較による検証が必要」とされています。

したがって、これらの過程を経ていない現段階でアセスを行うことは全く不適當です。必要性の議論をさらに進め、いくつかの案に集約した上で、必要性を判断するために必要な情報は何か、そのためには何についての調査をどのような方法で行うかを本協議会で検討し、その調査結果を元に更に検討していくべきです。

2. 進行役を第三者にしてください

「中間のとりまとめ」において、「今後は、議論が言い放し、聞き放しにならないよう、各論点について議論の結果を一つ一つ確認し、意見が対立した場合は、論点を明確にしつつ次へ進む必要がある」とされているにもかかわらず、「環境に与える影響」もそして「生活に与える影響」についても協議会としての意向をまとめようとする努力のないまま、次々進んでいます。

前述した研究会提言には「PIプロセスにおける透明性、客観性、公正さを保つため、行政以外の中立的な第三者の関与が有効」とされています。残念ながら第三者機関が終了してしまった今、この研究会で座長をされ、PIの意味や重要性を知り、数々の審議会委員を歴任されている磯部力先生（東京都立大学法学部教授）にぜひ進行役として関わっていただきたくお願いいたします。

以上

提 言 書

—— 構想段階における新たな計画決定 ——
プロセスのあり方について

平成13年10月

道路計画合意形成研究会

道路計画合意形成研究会は、道路事業の計画プロセスにおける望ましい合意形成のあり方を検討することを目的として、平成13年9月に発足し、合計3回の審議を行った。このたび、我が国の構想段階における新たな計画決定プロセスのあり方を取りまとめたので、ここに提言するものである。

なお、道路計画合意形成研究会の委員の氏名は次のとおりである。

(座長)	磯部 力	東京都立大学法学部教授
(委員)	石田 東生	筑波大学社会工学系教授
	小幡 純子	上智大学法学部教授
	金本 良嗣	東京大学大学院経済研究科教授
	越澤 明	北海道大学大学院工学研究科教授

目 次

1.はじめに

2.我が国の計画決定プロセスに関する課題

3.欧米諸国の計画決定プロセスについて

(1)計画決定プロセス

(2)Pプロセス

Pプロセスの内容

第三者の支援によるPプロセスの客観性と透明性の向上

4.今後の計画決定プロセスに関する基本的な考え方

(1)構想段階の位置づけの明確化

(2)構想段階におけるPプロセスの導入

(3)構想段階における計画見直し手続きの明確化

5.構想段階における新たな計画決定プロセスの提案

(1)構想段階における計画決定内容

決定項目

決定の効力

決定の責任

決定にあたって考慮すべき事項

(2)Pプロセスの内容

Pプロセスの構成

第三者機関

Pの対象となる市民等の範囲

Pプロセスの実施期間

(3)新たな計画決定プロセスの適用事業

6.新たな計画決定プロセスの当面の運用方針

7.おわりに

1. はじめに

シビルミニマムの時代から生活環境の質的向上が求められる成熟した時代への転換期を迎え、効率的で質の高い社会資本の充実を図ることは、依然として重要な政策課題である。一方で、幹線道路などの広域的かつ根幹的な施設の整備にあたっては、関係する市民が広範におよぶことや、価値観の多様化を背景として、事業の紛糾や長期化を招く場合も少なくない。

これら道路事業を含む社会資本整備において、市民との合意形成を円滑に進めるためには、計画の内容はもとより、計画の決定過程についても改善を図るべく、透明で客観性のある公正な手続きを導入し、多様な市民意見を計画づくりに反映させていく必要がある。

欧米諸国においても、市民との合意形成は計画を立案する上で重要な過程であるが、計画の早い段階からP I(パブリック・インボルブメント=市民参画)原義は市民等を積極的に関与させる意)を実施し、透明性、客観性、公正さの高いプロセスを経るとともに、公益性の判断と利害調整とを切り分けた段階的な進め方を行っていることは、示唆に富むものと考えられる。

我が国の道路事業を含む社会資本整備においては、計画を法的に決定する計画段階において、市民への情報提供や意見聴取が制度化されているが、計画の基本的な内容を検討する構想段階においては、各道路管理者によって自主的な取り組みが行われているものの、合意形成の方法やそのための手続きは未だ確立されていない状況にある。

今後の道路事業においては、計画プロセスの透明性、客観性、公正さが、これまで以上に強く望まれるところであり、計画の早い段階からP Iの導入を図ることで、透明性の向上や客観性を高め、公正な判断を行う手続きを定めるとともに、道路計画における公益性の判断を行う段階と利害調整を行う段階とを明確に区別した効率的な進め方を構築することが重要である。

今回の提言は、このような観点に基づいた構想段階における新たな計画決定プロセスの具現化をねらいとして、その手続きの基本的な枠組みをとりまとめたものである。

2. 我が国の計画決定プロセスに関する課題

我が国の道路事業においては、初めに広域的、公益的な視点から国（道路種別によっては都道府県、市町村）が計画の構想を検討し、次に都市計画や環境影響評価の手続きを経て道路計画が決定されることが多い。この都市計画や環境影響評価などの計画段階の手続きにおいては、沿線住民に計画案が公告・縦覧され、住民が意見の申し立てを行う機会や、また、第三者機関である都市計画審議会等が計画内容を審議する機会が設けられている。

一方、計画案の前提となる計画の構想については、ほとんどの場合、行政の内部検討の結果として公表され、また、客観的な判断根拠が必ずしも明確化されない場合もあることから、市民に透明性や客観性に欠けるとの印象を与え、円滑な合意形成を図る上での支障となっている。

また、計画の構想の内容は、検討過程では公表されないことから、都市計画決定手続きにおいて計画の必要性など、広域的、公益的な視点で捉えるべき内容と、個々の利害の調整に関わる内容が混在することも、議論の混乱を招き、計画の決定を遅延させる要因の一つとなっている。

このように、計画決定プロセスの早い段階では、その過程が公開されずに行政内部で行われることが、市民の行政に対する不信を招いたり、あるいは、計画の決定を遅延させる要因にもなっているため、情報の公開や意見の聴取などの措置を講ずるとともに、行政以外の第三者が計画決定に関わるなどにより、手続きの透明性、客観性、公正さを高めることが重要な課題となってきている。

こうした状況を踏まえ、昨今、いくつかの道路事業においては、計画決定プロセスの早い段階から、関係する市民に計画決定の根拠となる情報を開示し、意見を求めるなどの試みがなされてきている。しかしながら、望ましい計画決定プロセスが明確になっていないため、行政、市民の双方とも、何をどこまで実施すれば十分なのか判断できず、手続きを決めるにあたり長期間を要する場合もあることから、手続きに関する何らかの枠組みが必要とされるところである。

3 . 欧米諸国の計画決定プロセスについて

欧米諸国においても広域的な交通基盤施設の整備は未だ重要な政策課題であり、その計画決定プロセスにおいては、市民との合意形成に細心の注意が払われている。各国とも、その法体系 行政システム 歴史 文化等に違いがあるものの、制度化されている合意形成プロセスには示唆に富むいくつかの共通点が見受けられる。我が国において、欧米諸国の制度をそのまま当てはめることは適当ではないが、今後の計画決定プロセスを検討する上で、大いに参考にすべきものがあると考えられる。

(1) 計画決定プロセス

欧米諸国の計画決定プロセスは、構想段階と計画段階の2段階で構成されている。構想段階とは、国、連邦、州などの行政と市民等が当該計画の必要性を検討し、幅広い選択肢の中から計画の基本的な事項（候補となるルートなど）を行政が絞り込む段階であり、計画段階は、計画の基本的な事項に基づいて行政が検討した計画案について、公共の利益と市民等の権利を調整し、事業実施の前提となる計画を行政が決定する段階である。

構想段階 計画段階のいずれの段階においても、政策方針、技術的な検討結果、市民等の意見及び総合的な評価結果等が大臣等に報告され、大臣等がそれらをもとに計画を決定している。

(2) P I プロセス

P I プロセスの内容

欧米諸国の計画決定プロセスでは、構想段階、計画段階の決定に至る手続きの中でP I(市民参画)プロセスが導入され、法令等において、標準的なP I手続きと、それに要する期間等が規定されている。

第三者の支援による P I プロセスの客観性と透明性の向上

P I プロセスの客観性 透明性 公正さを保つため、行政以外の中立的な第三者が関与しており、この第三者が市民等の意見把握を行うとともに、推奨すべき計画案や計画に関する配慮事項等について、計画決定権者に提言するなどの役割を担っている。

4. 今後の計画決定プロセスに関する基本的な考え方

(1) 構想段階の位置づけの明確化

各道路管理者が道路計画を決定する行為については、道路法及び高速自動車国道法等において位置づけられている。

この道路計画を決定するプロセスは構想段階と計画段階の2つの段階に分けることができるが、それぞれの段階の定義が明確になっていない。このため、今後は、構想段階を、行政と市民等が当該計画の必要性を検討し、幅広い選択肢の中から、候補となるルート等を行政が絞り込む段階として定義するとともに、計画段階を、当該計画による公共の利益と市民等の権利との調整を図り、事業実施の前提となる計画を行政が決定する段階として定義することが適当である。すなわち、構想段階では、公益性からの検討を経て次の計画段階における検討の基本案（以下、「基本計画」という）が決定されるものであり、市民等との個々の権利調整に関する検討を踏まえた計画が決定されるものではない。

また、構想段階で決定される基本計画は、環境アセスメント等での検討に必要な計画精度に至っていないため、私権制限を生じるような効力はないものの、より詳しい検討に入ることが妥当であるとの評価がなされた段階の計画であると考えらるべきである。

なお、基本計画を決定した場合には道路管理者及び関係する地方公共団体はこれを公表することが必要である。また、基本計画の区間が都市計画区域内にある場合には、必要に応じ、都市計画決定権者と連携して、それぞれの都市計画区域における整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に位置づける等の措置を行うことが望ましい。

(2) 構想段階におけるPIプロセスの導入

基本計画決定までの手続きの透明性、客観性、公正さを確保するためには、計画の早い段階、すなわち構想段階から、情報を公開し、計画の必要性、行政が提示した基本計画原案の妥当性等に関する市民、関係する地方公共団体等の意見を把握し、合意形成を図る手続き（PI(市民参画)プロセス）を導入することが必要である。このPIプロセスにおける透明性、客観性、公正さを保つためには、行政以外の中立的な第三者の関与が有効であり、この第三者としては、わが国におけるPIの実施事例、欧米諸国での事例等から、学識経験者等からなる委員会などの第三者機関が望ましい。

なお、PIプロセスは、道路計画を進める上で必要な手続きであることから、PIの実施に要する予算措置は予め講じられている必要がある。

(注) 【計画名称の定義】

	計画名称	名称の位置づけ	備考
構想段階	基本計画原案	なし	基本計画のたたき台として道路管理者が提案するもの
	基本計画	国土開発幹線自動車道のみあり	計画の基本的事項を定めるもの
計画段階	都市計画の案	都市計画法	都市計画の内容となるべき案
	都市計画	都市計画法	(都市計画)

(3) 構想段階における計画見直し手続きの明確化

計画の必要性や行政が提示した基本計画原案の妥当性については、「道路整備をしない案」も含めた、現実的な代替案との比較によって検証されることが必要である。

ただし、上位計画（例えば、全国総合開発計画等）で定められている道路計画を、具体の路線計画の検討において変更または廃止することは、取り扱う範囲を越えるものである。このため、「道路整備をしない案」が選択された場合において、道路計画を変更または廃止する決定にあたっては、再度、上位計画に戻り検討を行うことが必要である。

このように、具体の路線計画の検討において、上位計画で定められている計画を変更または廃止することはできないものの、「道路整備をしない案」が選択された場合には、事実上、当該計画は休止することとなる。

なお、行政は、計画を実施しない場合に生じ得る課題と取り得る対策についても市民等に明らかにすることが必要である。

5 . 構想段階における新たな計画決定プロセスの提案

(1) 構想段階における計画決定内容

決定項目

構想段階で決定される基本計画の項目については、環境影響評価法の方法書（環境影響評価法第5条）における記載内容や、国土開発幹線自動車道の基本計画（国土開発幹線自動車道建設法第5条）の内容、並びに欧米諸国の事例等を踏まえ、次のとおりとすることが適当である。

- 起終点
- 道路種別
- 計画諸元（車線数、設計速度等）
- 構想ルート帯（1/2万5千～1/5万スケールで、幅250m～1km程度のルート帯）
- 主な連結する道路
- 主たる構造（高架、平面、地下の区別）
- その他必要な事項

決定の効力

基本計画は、詳しい計画精度には至っていないため、私権を制限するような効力はないと考えることが適当である。ただし、基本計画の決定がなされることにより、計画の必要性や基本計画とすることの妥当性に関し、適切なプロセスを経て判断がなされ、次の計画段階に進める状況になったと考えるべきである。

決定の責任

道路法等の関係法令において、計画の決定権が位置づけられている道路管理者は、基本計画の決定に関する責任を有する。

決定にあたって考慮すべき事項

道路管理者が基本計画を決定するにあたっては、次に掲げる事項を総合的に評価し判断する必要がある。

- 国及び地方公共団体の政策（長期計画等）との整合性
- 基本計画原案（代替案も含む）の比較検討結果
 - ・ 計画の技術的な課題と解決策の検討結果
 - ・ 想定される整備効果、事業による影響とその対策（交通、環境、地域整備、経済等の観点から検討。なお、基本計画としての妥当性が、検討可能な程度の調査結果（例えば、文献調査の結果等）により分析）
- 市民および関係する地方公共団体等の意見

(2) P Iプロセスの内容

P Iプロセスの構成

P I(市民参画)プロセスは、道路管理者及び関係する地方公共団体(以下、両者を含む総称として「関係行政機関」とし)が、主宰することが適当である。ただし、P Iプロセスのうち、透明性、客観性、公正さが要求されるステップについては、学識経験者等からなる委員会などの第三者機関が実施することが必要である。

このため、構想段階において、次のステップで構成されるP Iプロセスを標準とし、これを導入することが適当である。

- 周知 関係行政機関によりIT (Information Technology) 等の方法も活用し、幅広い範囲の市民等へ基本計画原案(代替案を含む)を提示するとともに、市民等の意見把握のための具体的なP I手法や進め方を周知
- 意見把握 関係行政機関または第三者機関が、公聴会やそれぞれの状況に適した手法により市民等の意見把握を実施
- 公表 提出された市民等の意見について、関係行政機関または第三者機関により公表
- 審議 第三者機関が、市民等の意見を踏まえ、計画の必要性、基本計画原案(代替案を含む)等について審議
- 報告 第三者機関が、市民等の意見を整理、分析。加えて、道路管理者が基本計画を決定するに当たっての基本方針(計画策定に当たり配慮すべき事項、方向性)等を関係行政機関へ報告することが可能

なお、必要に応じ、P I手法等について、事前に市民等の意見を把握する手続きを設けることも考えられる。

第三者機関

第三者機関は、道路管理者が設置し、その委員は、関係行政機関が選定の上、道路管理者が委任することが適当である。第三者機関の委員は、原則として、中立的な立場にある学識経験者等で構成されるべきである。また、この第三者機関の公正中立性を保つためには、第三者機関の規約等を定め、その旨を規定することが必要である。

第三者機関は、透明性、客観性、公正さが特に要求される場合には、P Iプロセスのうち、市民等の意見把握や提出された市民等の意見の公表について、関係行政機関に代わって実施することが望ましい。

また、第三者機関は、道路管理者が基本計画を決定するに当たって配慮すべき市民等の意見について、公正さを保つ観点から関係行政機関に代わって整理、分析し、加えて、道路管理者が基本計画を決定するに当たっての基本方針(計画策定に当たり配慮すべき事項、方向性)等を関係行政機関に報告する役割を担うことが望ましい。その他、P Iの進め方に関する検討や評価、提示する情報の内容や質、タイミング等に関する評価などについても、必要に応じて第三者機関が実施することも考えるべきである。

PIの対象となる市民等の範囲

PIは、計画沿線の市民等を中心に、影響の及ぶ関係者の全てを対象とすることが基本である。従って、計画されている道路の特性に応じ、計画沿線よりも幅広い市民等の意見の把握に努めることも必要である。

なお、計画に関係する地方公共団体（複数の市町村にまたがる場合は都道府県、それ以外は市町村）は、地域の代表として道路管理者との間で協議・調整を行うとともに、管轄区域の市民等に対し、道路管理者と共同でPを実施する主体であることに留意するべきである。

PIプロセスの実施期間

Pプロセスにおいても時間管理概念の導入が必要である。このため、実施期間の目安を定め、Pプロセスの時間的な管理を行い、効率性を高めることが必要である。当面、導入の初期段階では、現在の我が国の実施事例及び計画段階における実施期間等に照らし、基本計画原案の提示から関係行政機関への報告までに要する期間は、半年～1年間を目安とすることが適当である。

ただし、Pプロセスの諸制度の充実、経験の蓄積等により、手続きの迅速化を図り、ヨーロッパの標準的な実施期間（4～5ヶ月程度）に近づけることが望ましい。

（3）新たな計画決定プロセスの適用事業

提案する新たな計画決定プロセスは、一定規模以上の道路事業のうち、環境や市民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある事業等、様々な利害が対立し、早い段階からの合意形成が必要な事業について適用すべきである。

当面は、原則として、構想段階にある全ての高規格幹線道路事業を対象にこのプロセスを適用するものとし、特に、このプロセスを適用することが必要と認められた事業についてもこれを準用することが適当である。

また、都市計画決定がなされているものの、市民等の反対等により事業化に至っていない大規模な事業について、これまでの経緯を踏まえ、再度、合意形成が必要なものについても、本プロセスを適用すべきである。

6 . 新たな計画決定プロセスの当面の運用方針

当面は、新たな計画決定プロセスを適用した取り組みの実例を積み重ねるとともに、それを効果的に進めるためのガイドライン (PI(市民参画)プロセスの各ステップにおける具体的手法も含む。)を作成し、これを公表すべきである。

その後、新たな計画決定プロセス及びガイドラインによる運用を積み重ね、将来的には、新たな計画決定プロセスを法的に位置付けることを目指すべきである。また、あわせて、事例等を集約した知識データベースの整備など、Pの実施を支援する方策についても取り組むべきである。

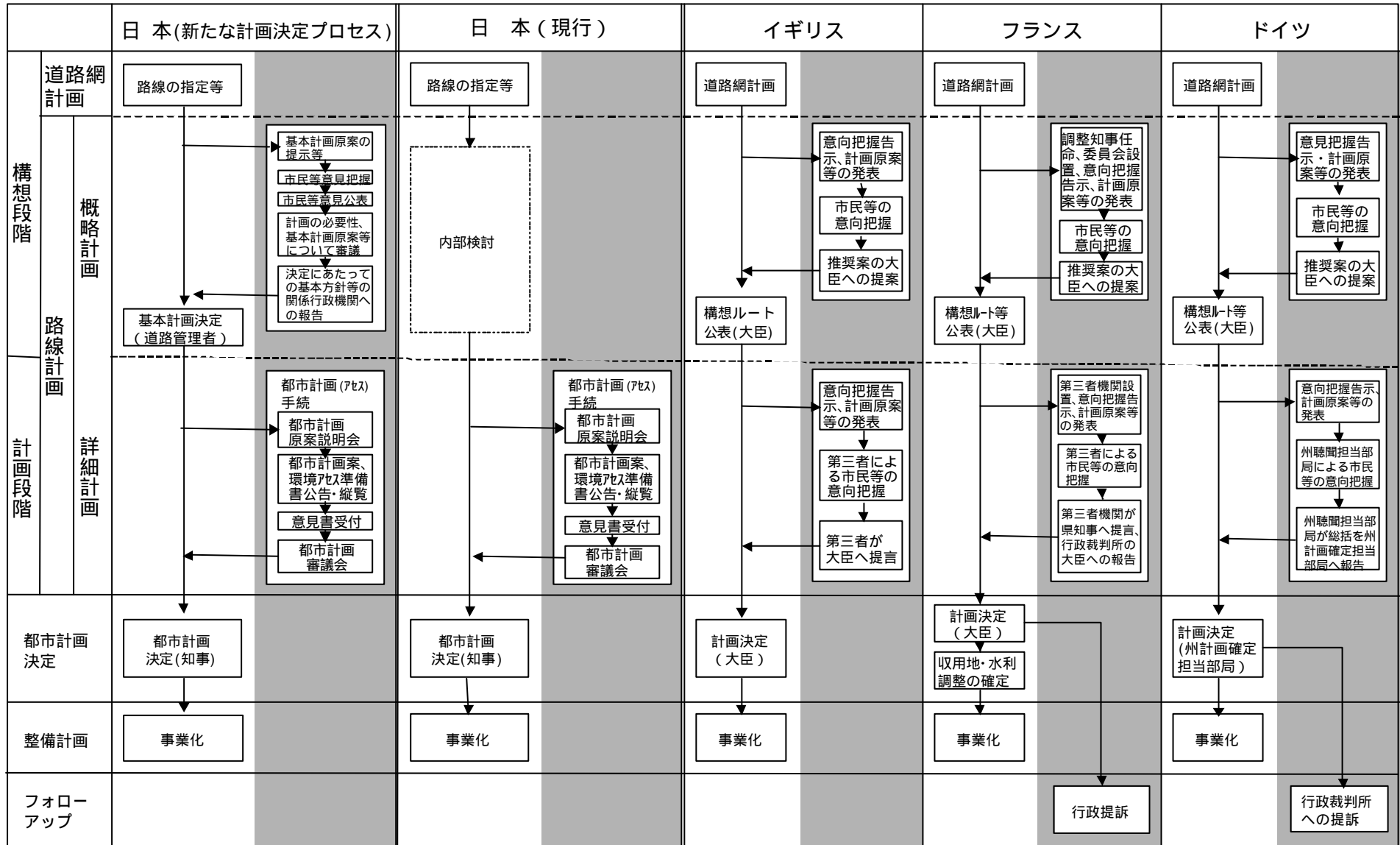
7. おわりに

このたびの提言は、構想段階における新たな計画決定プロセスの基本的な枠組みをとりまとめたものであり、各事業への適用にあたっては、その事業の特性に応じ、柔軟に適用することが望ましい。

本研究会としては、このたびの提言の内容が速やかに個々の道路事業に適用されることにより、道路計画における透明性、客観性、公正さが一層向上することを期待するものである。また、このプロセスの運用が積み重ねられ、将来的には法令により位置付けられることも併せて望むものである。

参 考 资 料

我が国及び欧米諸国における計画決定プロセス



欧米各国の道路事業における計画決定プロセスとPプロセスの概要

1. 欧州各国の道路事業における計画決定プロセスの概要

	イギリス		フランス		ドイツ	
対象道路	幹線道路(Trunk Road)		高速道路および国道		連邦高速道路および連邦道路 (いわゆる連邦長距離道路)	
段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階
プロセスの目的・位置付け	計画段階における検討の前提となる構想ルートを決大臣が決定し、国民への周知と地域整備等との整合を図るとともに、当該道路計画に影響を与える開発を制限する。	政策方針と客観的意見を踏まえ、大臣が事業実施の前提となる詳細計画を最終的に決定する。	地域の関係者による討議を経て、計画段階における検討の前提となる構想ルート帯等を大臣が決定する。	事業の公益性を確認の上、事業実施の決定を行うとともに、土地収用の対象となる区域を限定する。	公益性の観点から、環境や地域開発との整合を図り、計画段階における検討の前提となる構想ルートを決する。	事業実施を前提とした計画の詳細内容を決定する。
決定者	大臣	大臣	大臣	首相 (又は地方 県知事) 事業規模により異なる	大臣	州計画決定担当部局
決定事項	・構想ルート(1路線) (約 1/10,000 図面)	・計画の概要 (1/10,000 図面) ・詳細計画 (1/2,500 図面) ・用地買収対象区域 (1/2,500 図面) 道路管理者 等	・構想ルート帯(1km 幅) (1/10,000 図面) ・計画の目的 代替案の評価結果 等	・幅 300m の計画帯 (1/10,000 図面) その後、計画幅を厳密に規定 国の責任履行事項	・構想ルート(1路線) (図例 1/25,000 図面) ・詳細計画を作成するに 当たり配慮が必要な施設・地区 ・当該路線に影響を及ぼす可能性のある設備等	・計画の概要 (1/2,000 図面) ・異議申立に対する行政の 判断と理由 ・補償に関する事項等
決定時の考慮事項	・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果 (代替案と評価結果含む) ・市民および関係機関等の意見 ・道路担当部局の推奨案	・計画画案 ・市民および関係機関等の意見 ・第三者による計画の可否に関する提言 ・政府の政策方針	・計画が地域開発に与える影響 ・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果 (代替案と評価結果含む) ・市民および関係機関等の意見 ・各種意見の調整役である知事の推奨案	・計画画案 ・市民および関係機関等の意見 ・第三者による計画の可否に関する提言 ・市民等の意向把握に関する手続きについての第三者による評価結果	・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果 (環境影響評価結果、代替案と評価結果含む) ・計画に関する市(町村)議会の決議状況 ・関係機関との協議結果 ・道路担当部局の推奨案	・計画画案 ・市民および関係機関等の意見 ・それに対する州道路担当部局の回答 ・計画に関する市民等との協議結果 ・州聴聞担当部局による市民等の意見に関する総括的な報告
決定の効力	ルートの両側 67m 以内の開発規制が可能となる。	事業の実施と用地買収(強制収用)が可能となる。	計画段階の検討が可能となる。	土地収用を含めた事業実施が可能になる。	計画段階の検討が可能となる。	土地収用を含めた事業実施が可能になり、対象地所の変更禁止および価値増進を禁ずる。
根拠法令等	- Town and Country Planning GDO 1988, - Town and Country Planning Act 1990	- 高速道路法, - 土地取得法	- Circulaire du 5 Mai 1994	- 収用法 - プシヤール法	- 連邦長距離道路法 (FStrG) 第 16 条	- 連邦長距離道路法 (FStrG) 第 17 条

2. 欧州各国の道路事業におけるプロセスの概要

	イギリス		フランス		ドイツ		
段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	
目的	地元の状況、要望を把握するとともに、その結果を踏まえ、代替案の再評価や当初構想ルート原案の修正を行い、最適な構想ルートを決定するため。	行政命令により権利制限を受ける者に抗弁の機会を与えるとともに、中立的立場の第三者が、大臣に対し計画の可否を勧告するため。	計画の上流段階で国民が計画策定に参加する機会を与えるため。 構想ルート等を決定するための判断材料を入手し、問題点を明らかにするため	計画の公益性を明らかにするため	国民に反対意見等を述べる機会を与えるとともに、計画決定のための判断材料を入手するため	構想ルート案を公表し、市民の意見を踏まえた上で、構想ルートの決定に関し、関係機関と行政内部の調整を図るため。	計画案を周知し、一般市民及び関係機関からの異議・提案を聴取した上で話し合いによる合意を探るため。
対象事業	基本的に全ての事業で実施（実施しない場合は大臣の承認が必要）	計画案に対する反対がなされた場合に実施	事業費 40 億 F 以上環境に大きな影響を及ぼす計画	事業費 545mil.F 以上	事業費 12mil.F 以上環境に影響を及ぼす可能性のある計画	全ての事業（交通路計画迅速化法の対象事業は除く）	全ての事業
PI プロセス	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 道路担当部局による市民等の意見把握 道路担当部局が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 第三者による市民等の意向把握 第三者が計画の可否について、大臣に提言	国の公聴委員会への意見収集の請求、第三者機関の設置、意見把握についての告示、計画原案等の発表 第三者による市民等の意見収集 公聴委員会が推奨案を大臣へ提案	各種意見の調整役を担う知事の任命 市民等の意向把握の実施に関する告示 計画原案の公表 知事による市民等の意向把握と第三者機関による監理 知事が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握を行う第三者機関の設置 市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 第三者機関による市民等の意向把握 第三者機関が計画の可否について県知事に提言	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 市町村、道路担当部局による市民等の意向把握 道路担当部局が関係機関と協議 道路担当部局が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握の実施に対する告示、計画原案の公表 州聴聞担当部局による市民等の意向把握 州聴聞担当部局が市民等の意見を総括し、州計画決定担当部局へ報告
期間	約5ヶ月	約1年	約4ヶ月 2ヶ月延長可	約4ヶ月(事例による)	約1.5年	約4ヶ月	約1年
代替案	提示	(住民等から提案可能)	提示	提示(ゼロ代替案含む事例による)		提示(場合によりゼロ代替案含む)	
主催者・責任者	道路担当部局	大臣	国の公聴委員会	知事	第三者(民意調査委員会)	市町村	州聴聞担当部局
運営管理者	道路担当部局	第三者(審問官)	国の公聴委員会、第三者(特別委員会)	第三者(調査委員会) : 運営と同時に、提示情報と討論の質を評価)	第三者(民意調査委員会)	市町村	州聴聞担当部局
PI 対象	[質問票による意向把握]:一般市民、関係団体、関係地方政府、地方の関連組織 [展示会]:一般市民	[公開審問]:権利制限を受ける者及び一般市民	[公開討論会]関係自治体、議員、経済界、住民代表等 [展示会・ディスカッション]:一般市民	[説明会]:一般市民 [公開討論会]関係地方自治体、経済界代表、住民団体代表、各種団体代表等	[展示会]:一般市民 [合同会議]関係省庁	[意見受付と討論会]:一般市民 [道路担当部局との協議]:郡、市町村、公益企業等	[異議申立]:一般市民、関係機関 [協議会]:異議申立を行った者
根拠	高速道路マニュアル	高速道路法、土地取得法	バルニエ法	ピアンコ通達	収用法、ブシャル法	連邦長距離道路法 環境影響評価法(UVPG)	行政手続法 環境影響評価法(UVPG)

*ゼロ代替案:当該計画に依らず、他の手段によって、当該計画の目標としていた効果を得ようとする案(何もしないこととは異なる)。

3. 欧州各国の各段階におけるPの概要」

- 1 英国の構想段階におけるPI

手順	内容	時期 期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
意向把握の告示 計画原案等発表	事前の協議 (非公式)	市民等の意見 収集の前	市民等の意見収 集に先立って関 係機関の意向を 計画案に反映	-	政府他部局、地方公共団 体等の事務レベルと非公 式に個別協議	-	-	コンサルタント発注仕様書に基づく(一括受注)
	事前周知の 記者発表	市民等との協議 のための文書 配布の1~2週 間前	市民等との協議 の開始を周知す ることで、参加を 奨励	[記者発表資料] :市民等との協議の目的、 協議文書の公表予定日、配布手順、縦覧 場所、説明会の詳細、質問票の受付締切	地元報道機関に記者発表 資料を配布	HA (高速道路庁)	-	
	記者発表及び 新聞広告	市民等との協議 のための文書 の発表と同時	市民等との協議 の開始と計画の 概要を広く確実 に伝達	[記者発表資料] :市民等との協議目的、説 明会の日時・場所、市民等との協議のため の文書の配布方法、質問受付の概要、計 画原案 [新聞広告] 説明会の開催日時、市民等と の協議のための文書の配布場所、質問票 の目的	地元報道機関に配布 協議文書の発表と同時に 新聞広告を掲載	HA (高速道路庁)	-	
市民等の意向把握	市民等との協 議のための文 書と質問票の 配布	市民等との協議 のための文書と 質問票は同時 配布	道路整備の必要 性と代替案を示 し、意見や要望 を述べる手段を 提供	[協議文書] :計画の必要性、市民等との協 議に諮る代替ルート(2~3本程度)とその 比較 [質問票] :代替ルートの選好、比較検討の 上で重視する要因、住所氏名、自由記入	関係する地方公共団体と 国・地方の関連組織に郵 送、近隣住民、利害関係 者に配布	HA (高速道路庁)	-	
	説明会の開催	市民等との協議 のための文書 発表後1~2週 間後 1~数ヶ所で実施	代替ルート及び 関連情報を説明 し、質問票への 回答を促すため	[パネル] :道路交通の現状と課題、計画上 の制約条件、代替案と既に不採用となっ ている案、代替案の比較評価、交通量・騒音 の予測等	パネルを展示し、HA 職員 、コンサルタントが質問へ の回答、意見の受付を行 う。ただし、討論はしない。	HA (高速道路庁)	同左	
	質問票の回収 と解析	回収締切は質 問票配布完了 から最低6週間 以内	当初案に対する 意見を整理し、 大臣への報告に 反映	一般市民からの意見分析、最も市民の支 持を得ているルート、代替ルートを選ぶ上 で最も重要な要因、その他選考に関する 情報	質問、意見がある者は質 問票、あるいは書面で提 出	HA (高速道路庁)	-	
大臣への提案 推奨案の 大臣への提案	大臣への提案	市民等との協議 終了後できる限 り早急に実施	大臣が地元の二 ーズを把握する ための参考情報 を提供	[技術的な評価レポート] :計画上の課題と解 決策 [市民との協議の評価レポート] :市民等との 協議の実施状況、地元意見、提案された 代替案等 [総合評価と提言] :分析結果、最適ルート案	準備レポート(左記3レポート)を 大臣に提出。大臣に対す る報告内容は非公表	HA (高速道路庁)	-	
構想ルート 公表	構想ルート公 表	市民等との協議 終了後4ヶ月以 内(目標)	概略のルートを決 定し、関係者に 内容を周知する ため	[パンフレット] :構想ルート(1/10000)及び理 由、市民等との協議の結果、今後の予定	近隣住民、関係者に配布 し、記者発表	大臣	-	

- 2 英国の計画段階における P I

手順	内容	時期 期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催・責任者	運営管理者	協力者・関係者
意向把握の告示 計画原案等発表	計画案告示と抗弁の受付	抗弁受付期間 :行政命令案(計画案)の告示から13週間	市民等に意見提出の機会を与え、手続きの民主性を担保	[計画案告示] :命令文、図面、計画概要、環境影響評価の結果概要 [抗弁] :反対意見書	新聞、掲示板、官報で告示、権利制限を受ける者には直接通知、パンフレット配布	大臣 :責任者	HA : (大臣の代理として)作成、告示	コンサルタント
	公開審問の開催決定告示	抗弁受付終了から4週間以内	公開審問を実施するか否かの判断を明らかにするため	[公開審問開催決定告示] :公開審問を開催すること、対象となる道路計画、根拠となる法律、今後の連絡事項	権利制限を受ける者に対しては、書面で通知	大臣 :責任者	HA : (大臣の代理として)告示	-
	事前ミーティングの開催	公開審問開催決定の告示から16週間以内(1日間)	関連事項・日程の調整を行い、公開審問を円滑に運営するため	[概要文書] :発言希望者各自の主張、喚問したい証人 [仮プログラム] :発言の順序、市民等との討論会スケジュール案等	権利制限を受ける者、公開審問参加希望者は概要文書を提出し、審問官が関係者全員と調整	大臣 :開催の決定	審問官 議事運営	-
	公開審問の告示	抗弁者には開催6週間前、掲示等は2週間前	公開審問の関係者に開催内容(日程・場所等)等を告知	[権利制限を受ける者への個別通知][掲示板、新聞での告示] 開催日時、場所等	権利制限を受ける者に対し個別に文書で通知、一般市民に対し掲示や新聞を通じ告示	大臣 :責任者	HA : (大臣の代理として)告示	-
第三者による市民等の意向把握	行政による計画案の概要と技術的検討結果の提示、抗弁者による代替案の提案	[行政]事前ミーティング後4週間以内 [抗弁者]反対論述書 :大臣依頼後6週間以内、証拠書 :公開審問開催日の3週間以内	公開審問の参加者及び第三者(審問官)が、行政の提案(行政命令案)及び発言希望者の主張を事前に理解しておくため	事前に関係文書を提出。 [論述書] :提案の内容、根拠をまとめた資料 [証拠書] :技術的事項の検討結果 [証拠書要約] :1,500字以内の要約 [代替案] :ルートを特定できる内容であれば可。(1/50,000で図示、またはスケッチ等)	[行政] 論述書を権利制限を受ける者、公開審問参加希望者に配布、証拠書・関連文書は縦覧 抗弁者 :大臣から書面依頼があった場合、反対論述書を提出。公開審問での発言を希望する者は反対証拠書を提出、代替案提案希望者は HA に連絡	大臣 :責任者	HA :大臣の代理として作業 プログラムオフィサー :受付 HA :代替案受付	コンサルタント
	公開審問の開催	開催決定告示から22週間以内	第三者(審問官)が賛否両論を聴取するため	第三者(審問官)が準司法的手続きで運営。 [答弁] :各参加者の主張、証言と反対尋問 [資料縦覧] :関連資料全てを縦覧	希望者は誰でも参加可能 代替案提案が出た場合、行政は反対尋問を実施	大臣 :責任者	審問官 議事運営	アセッサー、審問補佐官 :支援 プログラムオフィサー - 時間管理
大臣へ提案	第三者による大臣への提言	公開審問1日につき報告書作成に3日程度	客観的立場から計画案の可否を大臣に勧告	[審問官報告書] :計画の概要、参加者の主張、審問の整理と審問官の事実認定、及び勧告	大臣に対して審問官が左記のように報告書をまとめ勧告	第三者(審問官)	-	審問補佐官 :報告書作成 アセッサー :審問官に報告書提出
計画の公表	計画の公表		計画実施の最終決定	[計画(行政命令)] :命令文、図面(1/10,000-1/1,250)、勧告と異なる決定の場合は関係者から意見聴取または再審問	権利制限を受ける者、討論会参加者に配布	大臣	HA : (大臣の代理で)発令	-

- 1 フランスの構想段階における P I

手順	内容	時期 期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
調整知事任命、委員会の設置、意向把握の告示、計画原案等発表	討論会の調整役の知事の任命	必要に応じて任命	討論の調整役、手続きの責任者の任命	-	設備大臣が行政文書で任命	大臣	-	-
	市民等との討論会を監理する調査委員会の設置	計画段階に移行するまでの間、当該委員会を設置	市民等との討論会の透明性と客観性を確保	-	道路担当部局が調査委員(学識経験者等)を行政文書で任命	道路担当部局	-	-
	市民等との討論会の開催の告示	大臣による開催の指示(時期規定なし)	計画内容と公開討議開催を周知	調整知事による開催通知書(計画の概要、公開討議の日時、場所) 新聞広告等のためのプレス用資料	大臣が調整知事に開催指示。調整知事が書簡により討論会参加者に開催通知 地方紙、市報等へ発表	知事	-	-
市民等の意向把握	説明会等の開催	必要に応じて開催	討論会に参加できない市民に計画内容を周知	[討論会用資料] 計画帯の概要、計画の妥当性の根拠、事業の影響等 一般向けパンフ	地方自治体の判断で、パネル展示、住民との討論を実施	知事	市町村	-
	市民等との討論会の開催	調整知事が決定	計画段階での市民等の意向把握に先立ち、各方面の関係者が討論し疑問点、対立点を明らかにするため	[討論会用資料](上記) [地域展望論述書]:計画帯に関連する地域計画、地域開発に与える計画の効果等	調整知事のもと、関係地方自治体、経済界、住民代表等の各方面の責任者が参加して公開討論会 調査委員会が、討論会で提示される情報および討論の質について評価を行い、結果を報告書としてまとめ知事に提出	知事	調査委員会	関係市町村、討論会参加者
	外部審査	調査委員会から要請があった場合	外部調査機関により、計画の妥当性を評価	[討論会用資料](上記)	外部調査機関が道路担当部局の作成した資料の妥当性を評価 外部機関の調査結果を公開討論会等で発表	知事	調査委員会	外部調査機関
推奨案への提案	調整知事から大臣への報告	討論会の終了後	大臣が構想ルートを承認する際の参考とするため	[公開討議総括書] 討議の経緯、検討された各選択肢の評価、結論等 [基本仕様書案](下記) [地域展望論述書](上記)	調整知事が左記資料を大臣へ報告	知事	-	-
構想ルート公表	構想ルート等の公表	-	詳細計画の検討に必要な構想ルートを決定	[基本仕様書]:計画の目的、代替案、最適案とその根拠等 [公開討議総括書],[地域展望論述書]	設備大臣が道路担当部局に基本仕様書を通知。基本仕様書を関係地方自治体、市民に提示	大臣	-	-

- 2 フランスの計画段階における P I

手順	内容	時期 期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者
第三者機関設置、意向把握告示、計画原案等の発表	市民等との討論会を運営する民意調査委員の任命	討論会開催決定から15日以内	市民等との討論会における客観性を確保	-	行政裁判所長が民意調査委員(学識経験者等)を任命	行政裁判所長	-
	市民等との討論会の開催決定告示	告示は市民等との討論会開始日の15日前まで	市民等との討論会の開催を周知	[開催の告示] 討論会の目的、対象計画、面談または閲覧の日時・場所、民意調査委員会の構成等	告示するとともに、全国紙、地方紙による新聞報道	道路担当部局	民意調査委員会
	パネル説明会の開催	必要に応じて実施	計画内容と市民等との討論会の趣旨を周知	[討論会用資料]:民意調査仕様書案(計画の目的、代替案と比較した最適案とその根拠、計画の実施方法等)、地域展望論述書、一般向けパンフレット等 [事業説明用パネル]	民意調査委員会が市町村と協力して、関係する役所、公民館等でパネル展示、資料配付などを行う。	道路担当部局	民意調査委員会
第三者機関による市民等の意向把握	市民等との討論会の実施	必要に応じて実施	道路担当部局の判断に必要な情報を入手するため	[討論会用資料](上記)	道路担当部局の出席のもと討論会を開催	民意調査委員、関係市町村長	民意調査委員
	市民から意見聴取及び市民等との討論会の報告	意見聴取期間は1~2ヶ月間。終了後1ヶ月以内に報告書提出	市民に意見表明の機会を与え、計画の可否を判断する際の参考とするため	-	書簡、陳情書等、書面による意見、および民意調査委員との面談を通して住民の意見を収集し、討論会報告書を作成	民意調査委員会	民意調査委員会
	関係省との合同会議	必要に応じて実施	市民等との討論会を踏まえた行政内部の意見調整	討論会報告書]	関係省が一同に会して協議。原則、設備省道路局長が座長を務める	道路担当部局	道路担当部局
第三者機関の報告、国務院の報告	第三者機関から知事への報告	関係省合同会議終了後	客観的立場から市民等の意向を知事に報告	討論会報告書]	民意調査委員会が地方県知事に民意調査報告書を提出。知事がそれを受けて最終的な計画案を作成。設備省の承認を得て、公益宣言案となる。	民意調査委員会	-
	計画案に対する行政裁判所の答申	関係省合同会議終了後	市民等との討論会手続きが適正に実施されたかを評価	[計画案(公益宣言案)]、討論会報告書]等	国務院公共事業部会に道路担当部局が左記資料を提出し、手続きに不備がない場合には答申	国務院	-
公表の計画の	計画の公表	市民等との討論会終了日から18ヶ月以内	事業計画の公益性を確認し、事業実施を決定	[計画(公益宣言)]、計画帯(330m)等 [国の責任履行事項]	首相が公益宣言に署名、県令等により公示	大臣	-

- 1 ドイツの構想段階における P I

手順	内容	時期 期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
計画原案等発表 意向把握の告示	関係機関等からなる委員会の開催、当該委員会の支援に基づく道路担当部局による原案作成	行政が事業開始を決定した段階で委員会を開催	計画の技術的検討、公表案の絞り込み等を支援	[委員会資料] 計画対象地域の状況、予想される環境への影響とその対策、技術的問題等。	市町村、環境庁、自然保護団体等の参加により実施	州道路担当部局	-	コンサルタント、市町村、環境省、自然保護団体等
	討論会開催の公告と計画案の縦覧	1ヶ月間	計画原案を周知	[路線選定広報パンフレット] 計画原案、計画の縦覧・討論会の日時、関係部署連絡先等	広報パンフレットにより計画原案の縦覧及び討論会の日時を公告	市町村	-	
市民等の意向把握	意見の受付	公告・縦覧完了後2週間以内	意見を受けて計画原案を改善するため	[路線選定広報パンフレット(同上)]	意見は書面でも口頭でも可能、回答義務なし	市町村	-	
	市民等との討論会	意見受付終了後4週間後	意見を受けて計画原案を改善するため	[路線選定広報パンフレット(同上)]	一般市民(数百人)との討論。市町村の有力者(議員や首長)が議長役	市町村	市町村	州道路担当部局、コンサルタント
	市(町村)議会の決議	市民等との討論会后	討論会等を踏まえた市(町村)の見解を公表	-	市民等との討論会に基づき首長が見解を表明した後、市(町村)議会が議決	市(町村)長	市町村議会	市(町村)議会
	関係機関との協議	市民等との討論会后	ルート等について関係機関と行政内部の調整を実施	-	郡、市町村、公益企業等が一同に会して協議	州道路建設担当部局	州道路建設担当部局	郡、市町村、公益企業等
推奨案の大臣への提案	大臣への提出	関係機関協議後	大臣が、構想ルート等の決定を行う際の原案を提出	[提案資料]: 構想ルート案、市民討論会議事録、市議会決議、概算工事費、環境影響評価等	州道路担当部局から連邦交通大臣へ左記資料を提出	州道路担当部局	-	-
構想ルート公表	構想ルート等の公表	州道路担当部局からの提出後	市民等との討論会等を踏まえた構想ルートの決定を周知	[連邦交通省通知] 大臣からの通知、構想ルート図 [州交通省通知]: 連邦交通省からの計画承認通知、構想ルート図	連邦交通省から州道路担当部局に通知後、市町村が一般市民に記者発表	大臣	州道路担当部局	市町村

- 2 ドイツの計画段階における P I

手順	内容	時期 期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
意向把握の告示、計画原案等の発表	計画原案の作成、州聴聞担当部局への送付	計画決定手続き開始時	計画決定手続きの申請	[送付資料] 計画の概要、概略図、概算工費、騒音・景観への影響等に関する調査及び対策、建築物・土地収用等の一覧、環境影響評価等	州道路担当部局が原案を作成し、州聴聞担当部局に送付	州道路担当部局	-	州聴聞担当部局
	計画原案の関係機関への資料送付	計画原案受領後1ヶ月以内	市町村・関係機関への通知、意見聴取	[送付資料]：州聴聞担当部局へ送付したものと同様	州聴聞担当部局が、市町村、関係機関、認定環境団体に資料を送付	州聴聞担当部局	-	コンサルタント
	計画決定手続きの公告	州聴聞担当部局が、計画原案受領後3週間以内に1ヶ月間縦覧	計画原案を周知するため	[計画決定手続の公示]：計画原案資料の縦覧実施通知、計画原案縦覧中の質問受付機関	一般市民に対して官報及び新聞で公告。	州聴聞担当部局	-	市町村
	計画原案の縦覧	計画決定手続きの公告後4週間	同上(市民へのサービス)	[計画原案資料] 計画の概要書、概略図、概算工費、騒音・景観への影響に関する調査・対策、建築物・土地収用等一覧、環境影響評価等 [広報パンフレット] [パネル展示]	広報パンフレット等により計画原案を縦覧	州聴聞担当部局	市町村	州道路担当部局 コンサルタント
州聴聞担当部局による市民等の意向把握	異議申立受付	市民	縦覧終了後2週間以内	計画原案への異議を聴取	-	州聴聞担当部局	市町村(取りまとめ)	-
		関係機関	州聴聞担当部局より受領後3ヶ月以内	関係機関からの意見聴取	-	州聴聞担当部局	-	州聴聞担当部局
	州道路担当部局の回答作成	州聴聞担当部局から連絡後(異議申立受付後3ヶ月以内)	異議・提案に回答するため	-	申立・検討結果・変更案を表形式で整理、あるいは申立と回答を対話形式で整理	州道路担当部局	-	コンサルタント
	協議会の開催	異議申立の締切後3ヶ月以内	話し合いによる合意を探るため	[関係機関の見解、異議申立書]、[道路担当部局の回答]	官報・新聞等で日時を公示。異議申立者には直接連絡、原則として申立者のみ参加	州聴聞担当部局	-	コンサルタント
報告と総括	州聴聞担当部局の総括と報告	協議会終了後1ヶ月以内	意見の取りまとめ及び州計画決定担当部局への引継ぎのため	[計画原案資料]、[関係機関の見解、異議申立書]、[協議会議事録] [総括文書]：手続過程、関係機関見解と調整結果、市民からの異議、変更計画案等	解決済み及び未解決の課題を州計画決定担当部局に提出	州聴聞担当部局	-	-
公表	計画の公表	-	事業実施を前提とした計画を決定	[計画決定決議文書]：決定計画の内容及び決定の理由等	州計画決定担当部局が、計画決定を官報で告示	州計画決定担当部局	州聴聞担当部局	市町村

4. 米国の道路事業における計画決定プロセスとPプロセスについて」

【計画決定プロセス】

・米国の道路計画プロセスは、交通計画（道路網計画を含む全交通機関を対象とした計画）の段階と事業化段階に大別される。このうち、事業化段階において、代替案比較のもとでルート等が絞り込まれ（構想段階）、施設計画が策定される（計画段階）。

【Pプロセス】

・構想段階と計画段階を含む事業化段階でのPは、連邦環境政策法（NEPA National Environmental Policy Act）に関連する連邦規則（CFR Code of Federal Regulations）の中で基本的要件が定められている。
 ・具体的なPの手法については、連邦の監修による「P手法に関するマニュアル」などにより指導されており、運用上の手引きとして活用されている。
 ・各州の交通省は、連邦からの補助事業について、合衆国法典および連邦規則と、各州独自の実績にもとづき、州によるP制度や運用指針を設け、それらに従ってPを実施している。

NEPAプロセス（連邦環境政策法（NEPA）にもとづく、環境影響評価手続き）におけるPに関する規定

P I に関する規定	出典
NEPA プロセスにおけるPI について	
【方針】 ・人的、社会的環境に影響を与えるような計画内容の決定を行う際には、Pを奨励、促進する。	40CFR1500.2
【環境影響評価の準備について】 環境影響評価の準備には、可能な限り環境に関連する行政機関および一般市民を参画させる。	40CFR1501.4(b)
【スコーピング（検討範囲の絞り込み）について】 ・スコーピングプロセスにおいては、影響を受ける連邦各機関、州、地方公共団体の参画を奨励する。	40CFR1501.7(a)(1)
【意見把握および意見への対応について】 環境影響評価書の案に関して、関連する連邦各機関、州、地方公共団体、影響の及ぶ可能性のあるインディアン部族、一般市民等から意見を求めなければならない。 各主体（上記）は最終的な計画決定がなされる前に意見を述べる機会を要求できる。 連邦各機関はその所掌の範囲内で評価書に対して意見を述べなければならない。 意見は可能な限り明確でなければならない。	40CFR 1503.1(a)
政府機関は各意見に対しては、次にあげる一つ以上の方法で回答しなければならない。	40CFR 1503.2
(1)計画案の修正	40CFR 1503.3(a)
(2)新たな代替案の作成およびその評価	40CFR 1503.4(a)
(3)分析の追加、拡充、修正	
(4)事実に基づく修正	
(5)(1)~(4)の対応をとらない理由についての説明	

NEPAプロセス(連邦環境政策法 (NEPA)にもとづく、環境影響評価手続き)におけるPIに関する規定(つづき)

PIに関する規定	出典
具体的なPIの実施について	
<p>政府機関は以下の項目を実施すること：</p> <p>(a) NEPA プロセスに基づくPI</p> <p>(b) NEPA プロセスにおける公聴会等についての公示、および環境関連文書の公示</p> <p>(1) 希望する個人および機関には郵送により公示</p> <p>(2) 国家的影響がある場合には、官報への掲載と、関係する国家機関への郵送による公示</p> <p>(3) 特に影響を受ける地域においては、以下の手続き及び手法により公示</p> <p>() 州および広域的な情報提供センターへの通知</p> <p>() 影響を受ける可能性のあるインディアン部族への通知</p> <p>() 州の環境影響評価法に準拠した公示の手続き</p> <p>() 新聞への掲載</p> <p>() その他の地域のメディアによる通知</p> <p>() 影響の及ぶ可能性のある組織への通知</p> <p>() ニュースレターの発行</p> <p>() ダイレクトメールによる通知</p> <p>() 各戸のポストへの投函による通知</p> <p>(c) 以下に示す基準に該当する場合、もしくは対象事業ごとの法的要件に該当する場合には、公聴会を開催もしくは後援すること。</p> <p>(1) 計画案の提案により環境に関する議論を引き起こした場合、もしくは公聴会の開催への関心が高い場合</p> <p>(2) その他の政府機関により公聴会開催の請求があった場合</p> <p>(d) 一般市民から適切な情報を求めること。</p> <p>(e) 関心のある人がどこで情報を入手可能か、NEPAプロセスの中で説明すること。</p> <p>(f) 情報公開法への準拠。</p>	40CFR 1506.6
提案された計画案を含めた代替案について	
<p>計画案と代替案についての環境影響評価を示すことによって、論点を明確にした上で、計画決定者及び一般市民は、複数の案の中から選択する際の明確な根拠を示さなければならない。</p> <p>政府機関に下記事項が要求される。</p> <p>(a) 合理的な全ての代替案に対して、厳密な調査と客観的な評価を行うこと、また詳細な調査から除外した代替案については、除外した理由を簡単に述べること</p> <p>(b) メリットを比較評価できるよう、計画案を含めた全ての代替案に対して、十分検討をすること</p> <p>(c) 担当機関の所掌外であっても合理的な代替案は含めること</p> <p>(d) 「何もしないという案」を含めること</p> <p>(e) 環境影響評価書案の中で、政府機関が推奨する1つもしくは複数の案を特定すること、また他の法により推奨案の特定が禁じられていない限り、最終の環境影響評価書では推奨する案を特定すること</p> <p>(f) 計画案及び代替案に含まれていない代替措置(ミティゲーション)を含めること</p>	40CFR1502.14